

## 東京理科大学学術リポジトリ運用指針

### (目的)

第1条 東京理科大学図書館では、本学において作成された研究・教育活動の成果物（以下、「研究・教育成果物」という。）を収集し、電子的形態での登録と恒久的保存を進め、学内外への無償公開を通して、研究・教育活動の発展に寄与することを目的に東京理科大学学術リポジトリ（以下、「リポジトリ」という。）を運用・管理する。この指針により、リポジトリの運用に関し必要な事項を定めるものとする。

### (登録範囲)

第2条 リポジトリに登録・蓄積・保存（以下、「登録」という。）する範囲は本学において作成された次の研究・教育成果物とする。

- (1) 学術論文（学術雑誌掲載論文、プレプリント、学会発表資料等）
- (2) 学位論文（博士論文、博士論文の内容の要旨、博士論文審査の結果の要旨）
- (3) 教育資料（講義資料、講演資料、プレゼンテーション資料等）
- (4) 本学が発行する紀要・研究記録等
- (5) その他、リポジトリを管理・運営する東京理科大学図書館委員会（以下、「大学図書館委員会」という。）が適当と認めたもの

### (登録者)

第3条 リポジトリに研究・教育成果物を登録できる者は、次のとおりとする。

- (1) 本学の構成員（教職員・学生・研究員）及び構成員であった者
- (2) その他、大学図書館委員会が認めたもの

### (登録申請)

第4条 研究・教育成果物を申請する場合は、次のとおりとする。

- (1) 「東京理科大学学術リポジトリ登録・公開申請書」を東京理科大学図書館長（以下、「大学図書館長」という。）に提出する。学位論文は、「東京理科大学学位（博士）論文公開許諾書」を学長に提出する。
- (2) 研究・教育成果物の登録に際して第三者との紛争が生じることがないように、登録者は予め関係者との調整を行う。（例：研究・教育成果物がすでに他の出版社から公表されている場合等。）

### (登録の決定)

第5条 登録の決定は大学図書館委員会で審議し、大学図書館長が行うものとする。

### (利用の許諾)

第6条 リポジトリに登録・公開した研究・教育成果物は、利用者が全文ダウンロードあるいは出力することを認める。ただし、利用する研究・教育成果物が、リポジトリで公開する以前に出版者等により出版・公表されており、投稿規則または出版契約等により当該出版者等が利用に係る条件を定めている場合、その条件に従うものとする。

#### (公開の解除)

第7条 リポジトリに公開された研究・教育成果物の解除については、次のとおりとする。

- (1) 公開の解除を希望する場合は、登録者はその理由を付して申請することができる。
- (2) 公開に不適切な事実が認められた場合は、大学図書館長は解除の理由を付して大学図書館委員会で審議のうえ、登録者に公開の解除を通知することができる。

#### (免責事項)

第8条 本学は、リポジトリに登録された研究・教育成果物を利用することで発生した問題・損害について、責任を負わないものとする。

#### (その他)

第9条 この指針に記載されていない事項については、必要に応じて大学図書館委員会が別途協議することとする。

#### 附則

この指針は、2015年3月14日から施行する。

#### 附則

この指針は、2022年12月6日から施行し、2022年9月1日より適用する。